平成２２年（フ）第５２号
福岡県田川郡川崎町大字池尻968番地
債務者　坂本　継直
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６１号
福岡県田川郡川崎町大字川崎383番地の６
債務者　坂本　勝則
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第８１号
福岡県田川郡川崎町大字川崎383番地の６
債務者　坂本　則子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１２９号
福岡県田川市大字川宮123番地
債務者　尾﨑　弘行
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第８４０号
大分県別府市大字南立石1783番地の12
債務者　吉永　敏美（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２１３号
宮崎県延岡市西小路13番地７
債務者　上原　敏幸
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２１４号
宮崎県延岡市長浜町３丁目1969番地イ
債務者　末原由美子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２２０号
宮崎県日向市大字財光寺3612番地４
債務者　藤元シカヱ
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１５３号
長野県上田市長瀬1490番地　県住48―81号
債務者　金山きよ子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１６１号
長野県上田市下塩尻743番地５
債務者　塚田　　由
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１６２号
長野県千曲市大字倉科1160番地１
債務者　中村すみ江
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１６５号
長野県上田市腰越1849番地
債務者　清水希美子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１６６号
長野県上田市上田1561番地12
債務者　松田　里子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１６９号
長野県上田市腰越1849番地
債務者　清水　和子（旧姓杉崎）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１７０号
長野県上田市林之郷299番地１　細田アパートＡ―１号
債務者　湯本　芳幸
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１７２号
長野県上田市中之条５番地９
債務者　竹内　美香
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２２７号
広島県福山市港町１丁目15番23―202号、旧住所広島県福山市東川口町２丁目８番14号
債務者　井上美紀江
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２３３号
富山県中新川郡立山町大清水332番地の34
債務者　清水裕美子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
富山地方裁判所民事部